

浜松市地方創生推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市地方創生推進本部(以下「推進本部」という。)の設置について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進本部は、浜松市人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)及び浜松市総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定(見直しを含む。)及び進行管理を行うとともに、地方創生の重要案件について、担当部課の連携により、総合的な協議・調整を行い、総合戦略の円滑で効率的な推進を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、次の各号に掲げる事項について、審議をし、調整を行う。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定(見直しを含む。)に関すること。
- (2) 総合戦略の進行管理に関すること。
- (3) 地方創生の重要案件に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 推進本部は、別表1に掲げる職にある者を本部員として組織する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には市長、副本部長には企画調整部に属する事務を分担する副市長をもってそれぞれ充てる。

(職務)

第5条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときその他本部長が必要があると認めるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議の進行は、企画調整部長が務める。
- 3 推進本部は、必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 推進本部の所掌事務に関して、調査研究、調整等を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

(事務局及び庶務)

第8条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局は、企画課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

本部員
市長
副市長
副市長
上下水道事業管理者
技術統括監
政策補佐官
危機管理監
企画調整部長
総務部長
財務部長
市民部長
健康福祉部長
こども家庭部長
環境部長
産業部長
都市整備部長
土木部長
デジタル・スマートシティ推進事業本部長
学校教育部長
財務部税務担当部長
市民部文化振興担当部長
健康福祉部医療担当部長
産業部観光・ブランド振興担当部長
産業部農林水産担当部長
都市整備部花みどり担当部長